



広  
報

ぞろぞろ

# 平成最後の成人式

## 新たな決意を胸に 大人への第一歩を踏み出しました。

八頭町成人式が1月3日(木)、八東体育文化センターで開催され、119人の晴れ着姿の新成人で賑わいました。



平成31年  
(2019)

2月号

No. 167

### 今月の主な内容

- 祝 成人  
八頭町の新しい時代を築く成人に!!..... 2～5P
- まちの話題..... 28～29P

# 祝成人 八頭町の新しい時代を築く成人に!!

平成31年八頭町成人式が1月3日(木)、八東体育文化センターで開催され、新成人の門出を祝いました。



謝辞を述べる小倉さん

り袖などに身を包んだ新成人が次々と到着し、久しぶりに会う友人と写真を撮り合い、近況報告や思い出話に花を咲かせていました。

新成人対象者は、平成10年4月2日から平成11年4月1日まで生まれた、男性92人、女性75人の合計167人で、そのうち119人が出席しました。

午前9時30分の受付開始時間には、真新しいスーツや色鮮やかな振

の後、新成人代表の橋本友明さんへ町からの記念品として贈られる「記念写真、万年筆、図書カード」の目録が町長から手渡されました。

式典では吉田町長が「八頭町は、今年、早いもので合併してから15年目を迎える。昨年は、皆さんの後輩にあたる次代を担う子ども達の活躍が素晴らしい一年だった。これまでに皆さんの築いてこられた輝かしい歴史と伝統は、今の子ども達にしっかりと受け継がれている。ぜひ、ふるさと八頭町への誇りと愛着を持って、積極的にまちづくりに参加し、八頭町の新しい時代を築いて欲しい。それがこれからの八頭町を支えていく皆様方の役割でもあるといえる。一瞬一瞬を大切に、自分の目標に向かって勇氣と忍耐を持って、人生を歩んで欲しい」とお祝いの言葉を述べました。

最後に新成人を代表して小倉大樹さんが「成人の門出を迎えることができましたのは、家族や先生方地域の皆様の温かい愛情とご指導があったおかげであると思っております。成人として晴れの門出を迎えた今、大人としての自覚を持ち、責任ある社会人として日々精進していくことを誓います」と謝辞を述べられました。

来賓の祝辞に続き、各地域の代表3人による力強い「はたちの決意」

の言葉が述べられました。

式典終了後、成人式実行委員会主催による「催し会」が行われ、中学時代の恩師からのメッセージに、当時は懐かしむ姿が見られました。引き続き、「お楽しみ会」として旅行券、ワイヤレスイヤホン、地元菓子店の菓子箱などが当たる抽選会が行われ、新年の幕開けとなる運試しに会場は大いに盛り上がりました。



記念品目録を受け取る橋本さん

芦田航一さん(郡家地域)



どんなに報いのない日々でもたゆまぬ努力を続ければ、のちに手にする見返りはその分大きくなります。しかし、多くの人がそれまでに挫折し、妥協していきます。

20年間生きてきた中で一番強く感じたことは、「習慣は最大の武器」ということです。毎日毎日辛抱して、コツコツ地道に積み重ねていけば、その先に見える景色が素晴らしいものになるに違いありません。受験は長いトンネルのように先が見えず、不安になることもありましたが、それと同じようにこれから先大きな困難にぶつかり、挫折を味わうこともあると思います。そんな時にはぜひ、辛抱強く自分と向き合い、乗り越えていってください。戦いには強い人が勝ちます。辛抱強い人が。

岸本郷太さん(船岡地域)



本日、私達は成人式という人生の大きな通過点を迎えることができました。

今日までに色々な経験を積み、たくさんの人と出会い大きく成長することができました。これから社会に出ていく中で、今まで以上にたくさんの人と出会うと思います。その時出会った人は、それからの人生で大事な人だと思うので一つ一つの出会いを大事にし、誰かのために動くことのできる大人になれるよう精進していきます。

そして今日を無事迎えることができたのも友達、先生、家族などたくさんの人たちが支えてくれたおかげです。そのことに感謝し、必ず恩返しできるようにこれからも歩んでいきます。

矢部雄基さん(八東地域)



私が自衛隊に入隊して2年が経とうとしています。その中でも強く印象に残っているのが、昨年の夏に広島で発生した災害の派遣活動に参加したこと。被災地の方々が互いに協力し合い困難を乗り越える姿を見て改めて地域のつながりの大切さを感じ、自分達の生活が多くの人や物に支えられていることを改めて認識しました。

現在私達は働く人や学業に励んでいる人、それぞれの道を歩んでいます。今後私達には大きな責任や困難が待ち受けていると思いますが、それを乗り越えた先に夢や幸せがあると信じています。私達は歩む道は違えども故郷は同じ八頭町です。また胸を張ってこの地に集まれるようにそれぞれの道で切磋琢磨していこうと思います。



実行委員会主催のお楽しみ会



船岡地域



郡家地域(女性)



八東地域



郡家地域(男性)

# 八頭町部落解放研究会 部落差別解消推進法を学ぶ

近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均

## プロフィール

1952年生まれ。関西大学文学部教育学科卒業後、関西外国語大学教員などを経て、現在は近畿大学人権問題研究所教授。博士(社会学)、(社)部落解放・人権研究所代表理事、(財)大阪府人権協会理事、(財)八尾市人権協会理事、NPO法人就労・生活・まちづくり支援機構理事、ハンセン病市民学会運営委員を務める。著書に「差別の力ラクリ(2009)」「ガイドブック 部落差別解消推進法(2017)」など。



12月2日(日)中央公民館を会場に開催した講演会の要約をご紹介します

本日は「部落差別解消推進法を学ぶ」ということで、法律の条文だけではなく、これから差別や人権を考えていくうえで、どういう考え方がこの法律を支えているのかお伝えしたいと思います。

## 部落差別解消推進法とは？

この法律の正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」です。2016年5月に衆議院で議員提案され、同年12月16日に公布・施行されました。どんな法律なのかは、一条に書いてあります。

### (目的)第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念のつとより、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

これを読みますと、部落差別をなくしていくという思いが重ねられていることが分かります。また、第二条には部落差別のない社会を実現するためにさまざまな取り組みを行うこと、第三条には部落差別の解消に関する施策は国及び地方公共団体の責務であること、第四条には相談体制の充実、第五条には啓発活動の実施、第六条には部落差別の実態調査の実施を掲げています。

この法律ができる以前には、地対財特法(地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律)という法律がありました。その第一条には、

### (趣旨)第一条

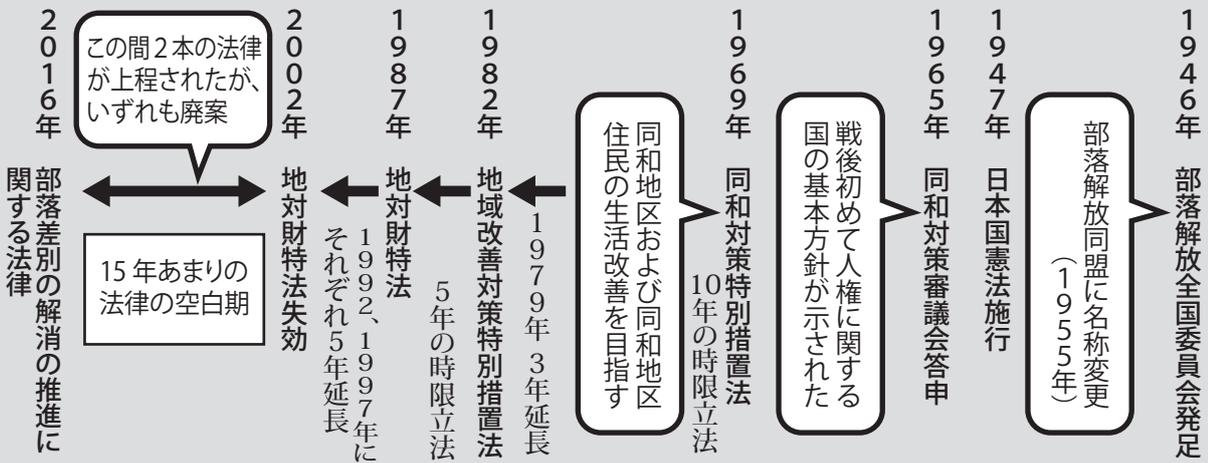
この法律は、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

とあります。これが部落問題とか人権に関する法律と読み取れる人はまづいないと思います。

つまり、以前の法律が復活したというのではなく、全く新しい法律が出来たと受け止めていただきたい。

## 戦後の部落問題

### 関連法案の歴史



## なぜ、この法律は制定されたのか

法律というのはよっぽどの事情がないとできません。つまり、この法律を作るに至った事情が今の私たちを取り囲む社会の状況でもあります。

法律ができた1つ目の理由は、脈々と築かれてきた部落解放運動、当事者運動、人権政策の確立を求める幅広い国民運動の成果です。同和对策審議会答申が出される前から行われてきた、世界に類を見ない、息の長い、幅の広い国民運動です。各地で企業の結集会ができたほか、宗派を超えて同宗連（同和問題に取り組む宗教教団連帯会議）が結成され、企業から宗教まで取り組んでいます。こうした取り組みが日本の人権の畑を耕してきました。以前にはなかったセクハラ、パワハラ、DV、ストーカーなどの社会問題や、LGBTをはじめとする多様性の理解も、取り組みの広がり、深まりの成果です。この人権の土壌があったからこそ、部落差別解消推進法が制定されたのです。

2つ目の理由は、差別の現れ方が変わったことです。昼間から駅前で公然と特定民族に対し差別的発言を行うヘイトスピーチ。また、部落問題で言えば一昨年の「全国部落調査」復刻版出版事件です。この事件はある

団体が戦前に福祉事業の為に作られた部落所在地一覧を現在の市町村に合わせ再編し、インターネットでシヨッピング、オークション、さらにはそのデータをインターネット上に公開したというものです。裁判所はすぐに製本、印刷、販売禁止の仮処分、インターネットサイトの削除を命じました。しかし、一度インターネットに流出した情報を世界中から回収することは不可能で、その情報を悪用する案件も出てきました。しかし、ヘイトスピーチは「言論の自由」、インターネットの差別書き込みは「表現の自由」ともなり法務省でも有効な手を打てなかった。これが、法律が出来た理由の2つ目です。

そして3つ目の理由が、国際的な人権の力によって、人権に関わる世界の基準を無視し続けられなくなってきたことです。先進国で差別をなくす法律が無いのは日本くらいで、何度も国連から勧告を受けています。しかし、2020年に東京オリンピック、パラリンピックの開催が決まったことで、法律制定に向けての動きが加速しました。オリンピック憲章では根本原則で「すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、スポーツをする機会を与えられなければならない」と謳っているように、スポーツは人種、民族、肌の色、国籍、宗教など一切の違いを超えた無差別

別・平等の下で競い合います。これらを受けて、日本は差別解消を目指す法律なんていりませんかと言えなくなりました。

これらのプラスとマイナスの力が交わったのが2016年です。この年の4月に障害者差別解消法、6月にはヘイトスピーチ解消法、そして12月には部落差別解消法が施行されました。この3つの解消法は決して偶然できたのではなく、しかるべくしてそろい踏みをしたのです。時代は大きく転換し、私たちは人権の大きな進展の時代に生活しているのです。



次のページでは、部落差別に対する法と人、人と人との実感の違いを皮切りに、部落差別解消推進法が示す調査、教育、啓発の意味に迫ります。

## 差別の現実、知っていますか

「現在もなお部落差別が存在する」と書かれています。この法律に書かれている実感は本当に共有されているのでしょうか。「部落差別はまだきついのか」「一部の人間だけじゃないのか」という実感を持っていると、降って湧いたような法律だという理解になってしまいます。法律に書かれていることと、住民の差別に対する実感との間に隙間があります。この隙間を考えないと、法律に書いてあるからと言っても啓発にはなりません。私はそこに差別があると思います。

私が20歳の時、関西大学では教員免許の取得要件に、部落解放教育に関する授業の単位が必要でした。私は先生に「部落問題勉強せんと教員



になれないって、そんなに部落差別ってひどい現実あるんですか」と聞くと、先生は笑って「それが差別なんだよ。差別というのは差別があると感じさせないところに差別の差別たるゆえんがある。」と言われました。この言葉の意味は、その後運動に関わり、取り組むようになってから分かりました。

部落差別があるかどうかを一番実感しているのは部落出身当事者です。外から見れば昔のような厳しい実態はなくなってきたように見えるかもしれませんが、外から見えるものだけ、数字で表せるものだけが差別ではありません。子どもが結婚する時に親として地区のことを言うべきか悩む、知人が亡くなった時に部落解放同盟という櫛(しきび)や弔電を出せない。差別が無ければ気にしなくていいのに、冠婚葬祭の一つひとつに気を遣う、心配する、これが差別なんです。一番効果的な方法は、被差別当事者が訴えることです。当事者の告発は差別を受けるリスクを伴います。近所でどんな噂が立つか、何を言われるかと思ったら、途端に言えなくなります。そうした差別の現実が、「差別の現実を当事者が訴えるという行為」をねじ伏せています。差別への不安、悔しさ、辛さは多くの人々に自然と分かってもらえることではありません。

本当の差別の事実を知ろうと思ったら調査をしないとダメですね。調査結果の一例に、「今でも結婚差別、部落差別があると思いますか」という問いに、同和地区の多くの人は「まだある」と答え、ほかの住民は「減ってるんじゃないか」と答えました。同じ町に住んでいるのに差別の見え方が違います。そういう調査を踏まえて学習する、受け止める場が必要です。

## 誰に向けられた法律か

第一条の最後は、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」です。

これまでの法律の目的は同和地区の生活の安定でした。戦後の日本の人権に関する取り組みは一貫して当事者対策で、目線は当事者へ向かっていました。

しかし、差別は相手がいることで起きるものなので、どれだけ部落の人が努力をしても、同和対策事業を行っても、結婚差別や就職差別はなくなりません。生活実態の改善と部落差別のない社会の実現は全く違うのです。

部落に生まれたか、部落外に生まれたかは単なる区別で、その区別を差別にしているのは社会のあり方です。この法律は、出生地によって差別を受けることはないという社会変革



を打ち出したものになります。ですから、部落差別解消推進法には、同和対策事業を復活させる、部落に対して何かをするとは書いてありません。差別のない社会を作りましょう、教育・啓発を進めましょう、と皆さんに向けられた法律なのです。

## 人権を尊重する まちづくりに向けて

住民の幸せと安定のために、行政は私たちの町を引っ張ってくれないといけません。部落の実態は地域によって違うため、法律には行政の責務として地域の実情に応じた政策を実施することが書いてあります。また、地域の実態を踏まえた取り組みは、住民みなさんが本音を出し合っ

て啓発の在り方を考え、行政と共に考えていかなくはなりません。部

落問題の当事者は部落の人だけではありません。

部落問題の知識や認識は、学校・行政の研修などから知るのでなく、大概は日常生活から入ってきます。親との会話、近所の噂、インターネット：そのなかには同和地区に対するマイナスイメージがたくさんあります。部落についてだけでなぜそんなイメージをもつのでしょうか。

そんななかで学校教育や行政が人権啓発や教育に取り組みなくなれば、正しい知識を得る機会が無くなり、間違った情報の鵜呑みに繋がってしまいます。間違った噂が現れた時に立ち止まれる力を養うことが必要です。

この法律は100点満点ではありません。差別の禁止、被害者救済など充実させるべき点はまだまだあります。第一条の目的をしっかりと掲げ、私たちの力で法律を具体化する法体系を作っていくということなのです。

八頭町は、基本計画をはじめ条例改正や意識調査、各集落でのきめ細かな学習会など展開され、本当に頑張っていると思います。ぜひ、この取り組みを八頭町から全国へ大きく発信していただきたいと思えます。

本掲載内容は、講演内容を基に町人推協事務局が要約したものです。

## 質問トーク

講演後の質問トークでは、参加者から講演内容やこれからの取り組みについての質問を募集し、講演に引き続き奥田先生にお答えいただきました。

「質問」保小中の人権教育では、限られた時間数のなか、仲間づくりを基軸に教えているが、差別の実態や個別の人権課題をどの様に教えたらいいか。差別の刷り込み・植え付けにはならないか。

「質問」授業時間の隙間も指導要領も無いなか、教員が工夫して教えるのは難しい。授業時間の一斉確保や教員向けの共通テキストの作成など、具体的に取り組みやすい状況をつくり一つひとつクリアすることが必要。人権意識を刷り込むのであって、何の人権問題に関しても最初にどのような形で出会うかが後に影響してくるので、義務教育段階でベースとなるところは教えるべき。地元の先生方を中心に検討を深めていただきたい。

「質問」解放運動は今後どのように活動していけば社会を変えていく運動に広がっていくのか。意識調査を行う自治体はあるが、実態調査がこ

れから進められると思う。具体的に何から取り組めば良いか。

「質問」差別解消には社会・住民の力が必要だが、「部落の問題は部落の人の問題」だとか「自分にできることは差別をしないこと」というレベルでの理解では、差別解消に向けた「やっつうか」という意識にはつながらない。車椅子の方にとっての段差は、高齢者や妊産婦の方の悩みでもあり、誰もが安全に自由に移動できるまちづくりの提案となる。つまり、差別の現実の中には、広く住民一般の人権問題が表れている。教科書無償化、履歴書の記載欄、個人情報保護法などは、いわば解放運動の発展の成果であり、同和对策事業の時代ではなくなった今、解放同盟はそのようなことを提案していかないといけない。その時に「この町に同和地区・部落解放運動があつてよかった」と他人事ではない我が事として部落問題を受け止めてもらえるのではないか。

「質問」毎年各集落で開催する人権問題学習会では、出席者の固定化が課題。主催者側も内容や開催方法等を検討しているが、なかなか新しい方の参加が上手くいっていない状況である。打開するためのアドバイスは。

「質問」メンバー固定化、若年層の参加についてはどこも悩みを抱えている。若年層の学習・理解が必要なのも事

実。来てほしい人への「何で参加しないのか」という調査・聴き取りが即効性があるのではないか。あるいは各団体から若い人が集まってプロジェクトチームを作り、若い人たちで人権の取り組みの在り方を議論してもらうことも良いと思う。これからは参加者から吸収することが重要。そこから取り組みの課題を発見する作業を粘り強くしていく、それに勝る特効薬はないように感じる。



# 所得税・住民税 確定申告



受付期間: 2月18日(月)から3月15日(金)まで。

昨年(平成30年1月1日～12月31日)の所得を対象とした所得税と個人住民税(町県民税)の申告受付が始まります。所得が年末調整済みの給与所得のみの方は申告は不要ですが、その他の所得がある場合や各種控除を受けようとする場合は申告が必要です。

この申告に基づき平成31年度の町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定が行われます。申告をしていない場合は所得が不明なため、適正な賦課(課税)が出来ないばかりか、収入がない場合でも軽減措置が受けられないほか、所得証明書などの発行ができません。申告される場合には、次の事項を確認して正しく申告しましょう。

## 所得税の申告相談

申告相談は13ページの日程表のとおり各地域ごとに会場を設置していますので、それぞれの地域で申告相談をお願いします。なお、対象地域以外の方も受け付けることができますので、都合のつく時に申告をしてください。また、国税庁ホームページでの所得税の確定申告(e-Tax)が便利ですので、ぜひご利用ください。

なお、この所得税申告書を提出した人は住民税申告書も提出したと見なされるため、改めて住民税申告をする必要はありません。

### 申告の必要のある人

- ・事業所得(農業、営業など)がある人。
- ・不動産所得(地代、家賃など)がある人。
- ・譲渡所得(不動産の売却、株式・先物の売買など)がある人。

### 申告をすることができる人

- ・医療費控除や寄附金控除などを加えて計算した税額が源泉徴収及び予定納税された税額より少なくなっているなど、税金の還付を受ける人。
- ・上場株式など譲渡損失があり、計算上控除しきれない部分の金額について繰越申告される人。

### サラリーマン

サラリーマン(給与所得のみ)の場合、所得税は年末調整によって精算され、確定申告の必要はありませんが、次のような人は申告をしなければなりません。

- ・給与の年収が2千万円を超える人。
- ・給与以外の所得が20万円を超える人。
- ・2か所以上から給与を受けている人。
- ・年末調整がされていない人。

## 住民税の申告相談

住民税申告は平成31年1月1日現在で八頭町にお住まいの方は全員が対象です。

住民税の申告相談も所得税と同じ日程で実施します。

### 申告をしなければならない人

- ・平成30年中に給与以外の所得があった人。
- ・2か所以上から給与を受け、年末調整がされていない人。
- ・平成30年中の所得がなかった人。
- ・平成31年1月1日現在、八頭町に住民登録をしていない人に扶養されている人。
- ・事業(営業・農業など)所得、不動産所得等があり、確定申告に該当しない人。
- ・どなたの扶養控除対象にもなっていない人で、遺族年金・障害年金などの非課税所得のみの人。
- ・扶養控除などを申告することで住民税非課税要件に該当される人。

### 申告をしなくてもよい人

- ・所得税の確定申告をされた人。
- ・給与所得だけの人で事業所から源泉徴収(年末調整)され、その給与支払報告書が町に提出されている人。
- ・平成30年中の所得がなく、八頭町内居住の家族の扶養になっている人。
- ・平成30年中の所得が公的年金等のみで、年金支払者から八頭町へ公的年金等支払報告書の提出があり、控除の追加がない人。



## 所得の種類と計算

所得は大まかに分けて10種類あり、中でも総合課税で一緒にするもの(事業、給与、雑、一時所得など)と別々に計算する分離課税所得(不動産譲渡、退職、山林所得など)に分かれます。下記にその中でも対象者が多い所得4つについて説明します。

### 給与所得

給料、パート・アルバイト収入、役員報酬収入などです。賞与などのいわゆるボーナスも給与収入です。

収入額から一定の率で控除額を計算し、引いた残りが所得となります。2か所以上の給与があれば合計してから計算します。

#### 【計算例】

年収240万円は  
 $240万円 \div 4 \times 2.8 - 18万円 = 150万円$ となります。  
 また最低65万円を引きますので65万円以下は所得額は0円となります。

### 事業所得

商工業や農業などの自営業を営んでいる人の所得です。計算方法は、総売上額から必要経費を引いた残りが所得になります。所得が発生しない場合(赤字)でも申告が必要です。赤字が出た場合には他の所得の黒字部分から引くことができます。

また、青色申告を届出されている人は青色申告特別控除が最高65万円受けられるほか、各種特典があります。平成31年分から青色申告をしようとする方は3月15日までに税務署に届出をする必要があります。

### 雑所得

公的年金収入のほか、生命保険の年金、講演料や原稿料など他のいずれの所得にも該当しない所得がこれにあたります。公的年金の所得については大まかに下記のとおりです。

#### ■昭和29年1月1日以前生まれの人で

**年金額が330万円未満の人**

→一律に120万円を引いて残った額が所得となります。

#### ■昭和29年1月2日以降生まれの人で

**年金額が130万円未満の人**

→一律に70万円を引いて残った額が所得となります。上記の額以上の人は個別に一定額と率で計算します。

### 一時所得

満期保険金や満期返戻金などを一時金で受け取ったときにはこの一時所得となります。一時所得は原則として確定申告が必要ですが、一時所得を含めて給与所得と退職所得以外の所得の合計が20万円以下になるときは所得税の確定申告は不要です。

所得の計算方法には特典があり、50万円の特別控除を引くことが出来るほか、税の対象となる金額は2分の1になります。

なお、近年、満期保険金の申告を忘れ、あとで所得税が追徴となるケースが多く出ています。場合によっては延滞税も取られますので、満期金を受け取った場合は保険会社などに確認しましょう。

# 申告と納税はお早めに！

### 【申告・納付期限】

所得税及び復興特別所得税、贈与税 **3月15日(金)**

個人事業者の消費税及び地方消費税 **4月1日(月)**

### 【口座振替日】

【所得税及び復興特別所得税】 **4月22日(月)**

【消費税及び地方消費税(個人事業者)】 **4月24日(水)**

申告手続などにはマイナンバーの入力と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

### 【鳥取県税務署からのお知らせ】

#### ◆申告会場等のご案内

申告会場:鳥取市役所駅南庁舎  
 地下1階(第5会議室)  
 鳥取市富安2丁目138番地4

受付時間:午前8時30分～午後4時まで  
 (混雑状況によって午後4時以前に受付を終了する場合があります。)

相談時間:午前9時00分～午後5時まで

詳しくは

国税庁

で

検索



## 所得控除

所得控除は14種類あり、基礎控除や扶養控除、寡婦(夫)、障害など家族の状況や身体状況に起因するものと、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの支払った保険料などによる控除があります。

控除額は所得税と住民税で変わります。以下に主なものを説明します。

控除種類	所得税控除額	住民税控除額
基礎控除	38万円	33万円
配偶者控除	69才まで38万円 70才以上48万円	69才まで33万円 70才以上38万円
配偶者特別控除	一定の要件と所得により 3~38万円	一定の要件と所得により 3~33万円
扶養控除	年齢により 38~63万円	年齢により 33~45万円
寡婦控除	27万円	26万円
特定寡婦控除	35万円	30万円
寡夫控除	27万円	26万円
障害者控除	障害程度等により 27~75万円	障害程度等により 26~53万円
勤労学生控除	27万円	26万円

### 社会保険料控除

国民年金、国保税などの支払額です。平成30年中に支払った金額が控除額となります。

### 生命保険料控除

生命保険、個人年金、介護医療保険と併せて所得税の場合、最高12万円まで控除できます。

### 地震保険料控除

地震保険や平成18年12月31日までに契約した長期損害保険が対象です。所得税の場合、最高5万円の控除です。

## 医療費控除及びセルフメディケーション税制

医療費控除の金額については、支払った医療費から10万円か総所得金額等の5%のいずれか低い方の額を差し引いた残りの部分が控除額となり、最高200万円まで控除できます。なお、支払った医療費に対して保険金などで補填される金額(高額医療費、出産育児一時金、入院給付金など)があればそれを差し引いた後の医療費が対象となります。

セルフメディケーション税制による「医療費控除の特例」については、特定一般用医薬品の購入費が1万2千円を超える部分の金額が対象となり、8万8千円が控除額の上限です。ただし、申告する人が健康診査や予防接種により健康の維持促進に取り組んでいることを証明する書類の提示が必要です。この特例を選択する場合、従来の医療費控除と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

## 税額の計算

### 住宅ローン控除 (住宅借入金等特別控除:税額控除)

住宅ローンを利用して新しく家を新築・購入・増改築した場合は住宅借入金等特別控除が受けられる場合があります。

平成30年中に入居された人の場合、最高で50万円の税額控除です。また、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、耐震改修工事をした場合も、条件が当てはまれば控除が受けられる場合があります。

家を新築・購入・増改築をされた人は該当にならないかご確認下さい。

所得税の税率は5~45%で、課税所得金額が多い人がより多く税金を納める累進課税方式になっています。また、平成25年分から平成49年分までは算出した後の基準所得税額に復興特別所得税(税率2.1%)を加えた額が最終的な納税額となります。住民税は定率の10%です(一部の所得を除く)。

### 所得税の計算

$$\left[ \text{所得額} - \text{所得控除} \right] \times \text{税率} = \text{税額} \quad ①$$

$$\text{①} - \text{税額控除額等} + \text{復興特別所得税} = \text{最終税額(納税額)}$$

# 所得税・住民税申告相談日程表

受付  
時間

午前 9時から11時30分まで  
午後 1時から4時まで

●極端な混雑を避けるためなるべく下記の  
日程で申告をお願いします。



地域別	郡 家 地 域		船岡地域	八東地域			
申告相談会場	郡家保健センター		船岡地区公民館	八東体育文化センター			
午前・午後別	午 前	午 後	午前・午後	午 前	午 後		
2 月	18日(月)	落岩、山志谷、麻生	姫路、明辺、福地、野町	大江	安井宿		
	19日(火)	覚王寺、下津黒、別府、篠波	上津黒、市場、東市場	下野	下日下部		
	20日(水)	延命寺、上大坪、下大坪、奥山上、口山上	上峰寺、下峰寺、山田、山路、花原	橋本、塩上、水口	上日下部		
	21日(木)	池田、万代寺、上万代寺	土師百井、土師百井二、石田百井	船岡殿	新興寺		
	22日(金)	久能寺、緑ヶ丘	米岡、国中一区、国中二区	薬師、坂田	小別府、桜ヶ丘		
	24日(日)	休日受付：【所得税】鳥取税務署申告会場（鳥取市役所駅南庁舎）					
	25日(月)	大門、花、郡家殿	市谷、西御門	下町	横田、茂田、竹市		
	26日(火)	郡家東区、郡家中区	郡家西区、郡家北区、はなさき台	坂町上	才代一、才代二、才代団地		
	27日(水)	南ヶ丘、すくも塚、さくら台	福本、賀茂町、天王木、さつきヶ丘	坂町下	東一、岩淵		
	28日(木)	宮谷、カーサおげ、ドミールおげ、つみヶ丘	下門尾、フローラル、門尾	上町、下濃	東二、皆原		
	3 月	1日(金)	井古、稻荷、下坂、奥谷	堀越、宝、若葉	丸山	鍛冶屋以奥、三浦、佐崎	
		3日(日)	休日受付：【所得税】鳥取税務署申告会場（鳥取市役所駅南庁舎）、【住民税】郡家保健センター（全町対象）				
		4日(月)	落岩、山志谷、麻生	姫路、明辺、福地、野町	新庄、破岩	用呂	
		5日(火)	覚王寺、下津黒、別府、篠波	上津黒、市場、東市場	福井	日田	
		6日(水)	延命寺、上大坪、下大坪、奥山上、口山上	上峰寺、下峰寺、山田、山路、花原	隼福	北山	
7日(木)		池田、万代寺、上万代寺	土師百井、土師百井二、石田百井	上野、上野上	下徳丸		
8日(金)		久能寺、緑ヶ丘	米岡、国中一区、国中二区	隼郡家	上徳丸、重枝		
10日(日)		休日受付：【住民税】郡家保健センター（全町対象）					
11日(月)		大門、花、郡家殿	市谷、西御門	見槻中	下南	上南、南団地	
12日(火)		郡家東区、郡家中区	郡家西区、郡家北区、はなさき台	西谷	中南	島	
13日(水)		南ヶ丘、すくも塚、さくら台	福本、賀茂町、天王木、さつきヶ丘	志子部、見槻	富枝、細見		
14日(木)		宮谷、カーサおげ、ドミールおげ、つみヶ丘	下門尾、フローラル、門尾	未申告者対象	志谷、中、稗谷		
15日(金)		井古、稻荷、下坂、奥谷	堀越、宝、若葉	未申告者対象	未申告者対象		

## 申告相談にお忘れなく！

申告には、次のものを  
忘れないで持参してください。

- ① 申告をする人のマイナンバーカード（個人番号カード）、マイナンバーカードをお持ちでない人は、ご本人のマイナンバーを確認できる書類【通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど】と、マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類【運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証など】。
- ② 印鑑、所得税の申告書が家に届いている人は必ずその申告書。
- ③ 事業（自営、農業など）所得などのある人は、収入、仕入れ、経費のわかるもの（集計済みのもの）。平成26年1月以降は記帳と帳簿書類の保存が義務づけられています。
- ④ 給与、年金などのある人は源泉徴収票（本人交付分）の原本。
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書または、医療費控除の明細書。
- ⑥ 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳など障害の内容を証明する書類。
- ⑦ 国民年金等の社会保険料控除を受ける人は、支払金額を証明する書類。
- ⑧ 生命保険料及び地震保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書。
- ⑨ 住宅借入金等控除を受ける人は、登記簿謄本、住民票の写し、建築工事の請負契約書又は売買契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書。
- ⑩ 所得税の振替納税を希望される人、還付金口座振込を希望される人は、金融機関の口座番号がわかるもの（預金通帳など）と通帳印。

## 八頭町体育協会各種大会結果

### (8月～12月開催分)

本年度後半の各大会も多くのみなさまにご参加いただき無事終了しました。

熱の入ったプレーで接戦も多く、また、参加者並びに応援の方々の親睦も図られ和気あいあい穏やかな雰囲気で大大会が行われました。

来年度も、多くの皆様が参加していただき、大会を盛り上げていただきますようお願いいたします。

#### 地域ゲートボール大会

##### 【八東地域大会】

(8月21日)

八東総合運動公園屋根付広場

- 優勝 八東Aチーム
- 第2位 八東Bチーム
- 第3位 八東Cチーム

##### 【郡家地域大会】

(9月9日 郡家ふれあいドーム)

- 優勝 郡家チーム
- 第2位 大門チーム
- 第3位 別府チーム

##### 【船岡地域大会】

(9月24日 船岡室内ゲートボール場)

- 優勝 岸本チーム
- 第2位 福本チーム
- 第3位 坂尾チーム



#### 八頭町バスケットボール大会

(11月4日 郡家体育館)

##### 【男子の部】

- 優勝 船岡済美
- 第2位 下野・大江
- 第3位 久能寺

#### 八頭町ゲートボール大会

(11月10日)

八東総合運動公園屋根付広場

- 優勝 八東Bチーム
- 第2位 八東Aチーム
- 第3位 船岡チーム

#### 八頭町バドミントン大会

(11月23日)

八頭中学校体育館・郡家体育館

- 【Aリーグ】優勝 南ヶ丘A
- 第2位 国中一区A
- 第3位 郡家西区

【Bリーグ】優勝 フローラルA

第2位 下門尾A

第3位 堀越

【Cリーグ】優勝 久能寺A

第2位 八東9組

第3位 南ヶ丘B

【Dリーグ】優勝 フローラルB

第2位 大江

第3位 下門尾B

#### 八頭町民卓球大会

(12月9日 郡家体育館)

【Aグループ】優勝 稲荷

第2位 落岩A

第3位 奥谷

【Bグループ】優勝 さくら台

第2位 久能寺A

第3位 郡家中区A

【Cグループ】優勝 フローラル

第2位 落岩B

第3位 国中一区A

【Dグループ】優勝 久能寺B

第2位 国中一区B

第3位 郡家中区B

【Eグループ】優勝 船岡インパクト

第2位 郡友会

第3位 八東卓遊会



平成31年度に小中学校等に入学する  
児童生徒の保護者様へ

### 八頭町小中学校等 入学祝い金(商品券)の 交付について



八頭町では、平成31年度に小学校、中学校又は特別支援学校に入学する、児童・生徒の保護者等を対象に子育て支援を目的として入学祝い金(商品券)を交付します。

新入学児童生徒の学用品等の購入にご利用ください。

- 交付金額 小学生 2万円
- 中学生 3万円

#### ○交付方法

「八頭広域ポイントカード会お買い物券」を保護者あてに郵送で1月中に交付。

※利用できる店舗については、郵送時に同封しているチラシをご覧ください。

○有効期限 2019年7月31日

#### 問い合わせ

学校教育課 ☎84-1231

## 新しい保育所の名称決定!!

現在、旧安部小学校グラウンドに新築中の(仮称)八東保育所の名称について募集したところ10件の応募がありました。

10件の内6件が「八東保育所」で、主な応募理由は「旧八東町地域に保育所は一つだから」などでした。この結果を12月10日の議会で報告し承認を得て、新しい保育所の名称を「八東保育所」とすることに決定しました。

工事の進捗状況は12月末時点81%で4月の開所に向け着々と進んでいます。



## お薬について



病気やけがを治すのに役立つ「薬」。しかし程度に差はありますが、どんな薬でも副作用を起こすリスクがあります。正しく使わなければ思わぬ副作用を引き起こすこともありますので、服用するタイミングや量など専門家から適切なアドバイスを受けて、正しい使用方法を理解してから使用しましょう。



### ●「お薬手帳」のすすめ

「お薬手帳」は処方された薬の名前や飲む量、回数、飲み方、注意する事等の記録を残すための手帳です。この記録があると、医師・歯科医師や薬剤師が、どのような薬をどれくらいの期間使っているのか判断できます。また、ほかの病院やクリニックなどで薬をもらうときにも、医師・歯科医師・薬剤師に「お薬手帳」を見せることで、同じ薬が重なっていないか、また飲み合わせ等についての確認も行ってもらえます。

### ●「お薬手帳」の利用方法

病院や医院、歯科医院、薬局に行ったときには、毎回、必ず医師・歯科医師・薬剤師に提出してください。薬局で市販の薬を買った場合にも、記録してください。(病院や薬局で渡される説明書をそのまま貼っても良いです。)

#### (ポイント)

- ・お薬手帳は1冊にまとめましょう。(何冊もあると必要なチェックができなくなります)
- ・アレルギー、副作用を記入しておきましょう。
- ・ふだん利用している常備薬やサプリメントも記入しましょう。



### ●身近な健康の相談役

#### ～かかりつけ薬局やかかりつけ薬剤師～

複数の医療機関から処方箋をもらった場合でも、自分の選んだ1か所の薬局に処方箋を持って行きましょう。薬剤師に処方内容をチェックしてもらったり、薬の効果や副作用を確認してもらったりできます。

#### (主なメリット)

- ・同じような薬が重複していないか、飲み合わせの悪い薬が出されていないかをチェックしてもらうことができます。
- ・飲み忘れや飲み残しを防ぐようアドバイスがもらえます。
- ・在宅での療養が必要になっても、薬の管理、説明を受けられます。
- ・ジェネリック医薬品について説明してもらえて、ジェネリック医薬品を選択するか希望を聞いてもらえます。

### ●ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は先発医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーから販売される、先発医薬品と同じ有効成分を使った薬です。先発医薬品より価格が安く、患者さんの薬代の負担が軽くなります。

## 知ろう！気づこう！

## 防ごう！高齢者虐待

## 一人ひとりの権利を守るために

### 高齢者虐待防止法とは？

高齢者に対する虐待が深刻な状況にある中、高齢者の人権を守り、尊厳を保持することが極めて重要であることから、平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）が施行されています。この法律では、5つの虐待の種類があります。



### 虐待の種類

#### 身体的虐待

- ・たたく、つねる、殴る、蹴る、打撲させる
- ・外部との接触を意図的・継続的に遮断する など

#### 介護の放棄・放任（ネグレクト）

- ・食事や水分を十分に与えず、低栄養・脱水状態にする
- ・必要とする介護・医療サービスを制限したり使わせない など

#### 心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、子ども扱いする
- ・高齢者が話しかけても意図的に無視する など

#### 性的虐待

- ・排せつの失敗に対して罰として下半身を裸にして放置する
- ・性的暴力や性的ないたずらをするなど

### 経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない
  - ・使わせない
  - ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など
- ※これらの虐待が重複して行われている場合もあります。

### 高齢者虐待は、誰もが直面するかもしれない問題です

「虐待するなんて、ひどい人だ！」と私たちは思いがちです。しかし、高齢者虐待が起こる背景には様々な要因があります。たった一人で介護をしている、適切な介護の仕方や認知症への対応が分からない、近所付き合いがない、介護者に病気がある等、誰でも起こる問題が起きたときに、「自分は絶対に虐待しない」と言い切れるでしょうか。

### 「近所にこんな高齢者はいませんか？」

- ・介護や病気について相談をする人がいない
- ・家族が介護でとても疲れている
- ・家から怒鳴り声や、大きな物音がする
- ・介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない

私たちの周囲には、虐待に対して支援を必要としないながらも、自ら声を上げることができない高齢者がいるかもしれません。私たちの小さな「気づき」が虐待の早期発見につながり、一人ひとりの人権を守る大きな力になります。

### ご相談は

### 地域包括支援センターへ

皆さんからの連絡・通報により、虐待を未然に防ぐこと、早期に支援につなげることが可能となり、被害者である高齢者や、家族の双方の救済につながります。「これは高齢者虐待では？」と思いついた点が気になる方、また、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている方を発見した場合には、地域包括支援センターまたは、民生児童委員、社会福祉協議会などに相談しましょう。

※守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることはありません。安心してご相談ください。

### 問い合わせ

地域包括支援センター  
(郡家保健センター内)

☎72-3574  
FAX 72-3565

## 2月の保健課事業

日	曜日	内容	時間	場所	対象
4	月	健康相談	(受付) 9:30~10:30	船岡保健センター	一般
6	水	さわやか体操教室	(1部) 9:45~10:45 (2部) 10:45~11:45	郡家保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
7	木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
		1歳6か月児健康診査	(受付) 12:30~12:45	郡家保健センター	H29.6.7~H29.8.7生
12	火	ゆるやか体操教室	14:00~15:00	八東保健センター	一般
14	木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
		健康講座	(受付) 13:40~ 14:00~15:00	郡家保健センター	一般
18	月	認知症の人と家族のつどい	13:30~15:30	郡家保健センター	認知症の方を介護している 家族の方など
19	火	健診結果相談会	13:30~13:50	隼水泳会館	1/18健診受診者
20	水	さわやか体操教室	10:45~11:45	船岡保健センター	一般
21	木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
		2歳児歯科健康診査	(受付) 12:45~13:00	郡家保健センター	H28.9.25~H28.11.20生
22	金	2か月児育児相談	13:30~15:30	郡家保健センター	H30.11.26~H30.12.22生
26	火	幼児食講習会	(受付) 10:00~ 10:15~12:30	郡家保健センター	H29.10.28~H30.1.26生
		ゆるやか体操教室	10:45~11:45	郡家保健センター	一般
27	水	健診結果相談会	13:30~13:50	郡家保健センター	1/27,1/28健診受診者
28	木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上

## 3月上旬の保健課事業

日	曜日	内容	時間	場所	対象
4	月	健康相談	(受付) 9:30~10:30	八東保健センター	一般
6	水	さわやか体操教室	(1部) 9:45~10:45 (2部) 10:45~11:45	郡家保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
7	木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
		5歳児健康診査	通知でお知らせします。	郡家保健センター	H26.1.19~H26.4.1生

### 今月の健康相談のご案内

**日時** 2月4日(月)

**場所** 船岡保健センター

**受付** 9:30~10:30

**内容** 健康相談・栄養相談

上記の健康相談日以外にも健康相談をお受け  
 します。お気軽にお問い合わせください。

**問い合わせ** 保健課 ☎72-3566

### 健康講座のご案内

**日時** 2月14日(木) 14:00~15:00  
 (受付13:40~)

**会場** 郡家保健センター(八頭町宮谷254-1)

**内容** 講演「慢性腎臓病と生活習慣について」  
 講師 さとに田園クリニック

院長 太田 匡彦 氏

\*参加無料・申込不要 \*出前図書館も来ます。  
 多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

**問い合わせ** 保健課 ☎72-3566

かがやき  
広場

## 「～大掃除はしなくていい!?～ いつも家がスッキリ片づいている人の7つの習慣」開催

12月14日(金)中央公民館にて、株式会社桜や建築設計工房一級建築士、整理収納アドバイザー 1級の来田裕子さんを講師にお迎えして、かがやき広場「～大掃除はしなくていい!?～いつも家がスッキリ片づいている人の7つの習慣」を中央公民館と共催で開催しました。

家をスッキリ片づいた状態にするための、実践的な7つの習慣を紹介していただきました。どれも誰でも簡単に実行できる習慣で、すぐにも実践できるものばかりです。具体的な事例を紹介していただき、参加者はメモを取りつつ、熱心に来田さんのお話に聞き入っていました。最後に「一度に片付けようとしない」「最初から完璧を目指さない」など片付けの鉄則を教えてください、まずは無理をせず、少しずつ片付けを習慣づけて「片付けの筋力」をつけていきましょう、

とアドバイスをいただきました。

参加者からは「7つの習慣をできることから一つずつやってみようと思いました。」などのご意見を多数いただきました。



## ハローワークによる 出張就職相談会のご案内

再就職、転職を考えている方や、履歴書や職務経歴書の作成など就職に向けて不明な点や不安なことがある方に就業支援員が個別に相談に応じます。お気軽にお申し込みください。

※この相談会は雇用保険受給者の求職活動実績に該当します。

**日時** 2月13日(水) 13:30～16:30

**場所** 男女共同参画センター「かがやき」

**相談員** 鳥取県ふるさとハローワーク八頭  
就業支援員 横川 恵さん

※事前予約制  
先着6名様(一人30分程度)  
※相談は無料です。託児もあります。

**申し込み・問い合わせ**

八頭町男女共同参画センター「かがやき」  
☎84-2361

**参加者募集**

## 「女子会@やず」企画イベント ニコールさんと作るジャマイカンチキンカレー

ジャマイカ出身の外国語指導助手(ALT)ニコールさんと一緒にジャマイカ料理を作ってジャマイカの食文化を体験してみませんか。

**日時** 2月23日(土) 10:00～12:30頃

**場所** 男女共同参画センター「かがやき」

**講師** 外国語指導助手(ALT) ニコールさん

**料理** ジャマイカンチキンカレー

**対象** 小学生以上(3年生以下は保護者同伴)

**定員** 8名

**参加費** 500円

**持ち物** エプロン・三角巾(バンダナ)

**申込期限** 2月14日(木)

※定員になりしだい締め切らせていただきます。  
電話でお申し込みください。

**申し込み・問い合わせ**

八頭町男女共同参画センター「かがやき」  
☎84-2361

## 今年もふるさと八頭へ 里帰り事業で10名が帰町

町外の障害者施設に入所している方々に、ふるさと八頭町に戻って楽しいひとときを過ごしていただく里帰り事業を12月10日(月)に行いました。



ピザ生地への具材の盛り付けに集中する参加者の皆様

はじめに平成29年度に旧大江保育所を改修してリニューアルオープンした大江地区福祉施設を訪れ、大江を元気にする会の皆様が手作りされたピザ窯で、ピザ作りを体験していただきました。参加された10名は、ピザ生地具材を盛り付けた後、大江を元気にする会の皆様の協力で窯に入れ、焼きたてのピザを味わっていました。

その後、八頭町赤十字奉仕団のご協力により、町特産の食材を使った手作りの昼食をとり、パラリンピック競技にもなっているボッチャ(レクリエーション)を行い、物産館みかどへ移動し買物をするなど楽しい1日を過ごされました。

大江地区まちづくり委員会、大江を元気にする会、八頭町赤十字奉仕団、八頭町知的障害者相談員、八頭町社会福祉協議会の皆様のご支援・ご協力ありがとうございました。

## フライングディスクを通じて地域交流

フライングディスクを通じて当事者や家族、地域住民との交流を深めようと、社会福祉法人れしーぶ主催(後援:鳥取県障がい者フライングディスク協会・八頭町)による「第5回鳥取フライングディスク交流大会」が12月8日(土)、郡家ふれあいドームで開催されました。

フライングディスクは、全国障害者スポーツ大会の正式競技の一つで、プラスチック製の円盤状のディスク(フリスビーとも呼ばれる)を5メートルまたは7メートル先の内径91.5センチで地面から61センチの高さにある円形のゴールを狙ってディスクを10回投げるといった競技ですが、今交流大会では、3メートルと5メートルの位置から投げて競いました。

今回5回目の大会ということで、参加者のなかには、連続してゴールを決める見事な腕前の方



ゴールを狙ってディスクを投げる様子

もたくさんおられ、あちこちで歓声が上がっていました。

# みんなの図書館



郡家図書館 八頭町宮谷 256-4 ☎72-6660  
 船岡図書館 八頭町船岡 539-1 ☎72-3970  
 八東図書館 八頭町北山 48-1 ☎84-6622  
<http://www.town.yazu.tottori.jp/library/>  
 携帯電話・スマートフォンはこちらから

スマホサイト



携帯サイト



八頭町立図書館・子育て支援センター共催事業

## えほんとなのしい音楽あそび

音楽とことばの世界をいっしょに楽しみましょう♪

**日時** 2月20日(水) 10:30~11:00

**場所** 八頭町子育て支援センター

**講師** 上川佳巳さん 宇野三佳子さん

**対象** 乳幼児とその保護者

※参加費無料・申込み不要  
お気軽にご参加ください。



郡家図書館

## あたまイキイキ音読教室 変更のお知らせ

好評につき、今後は午前中に2回行います！

**日時** 2月22日(金)

①10:00~10:45

②11:00~11:45

※内容は同じです

**定員** 各10名程度(先着順)

**場所** 郡家老人福祉センター2階会議室

**持ち物** 飲み物(水分補給用)

**申込締切** 2月19日(火)

郡家図書館

## 冬のブックリサイクル市

郡家図書館で不要となった本を町民のみなさまへ提供します。

**期間** 2月1日(金)~2月27日(水)

**場所** 郡家図書館 2階 ギャラリー

※持ち帰りは1人1日10冊まで、期間中は  
何度でもご利用いただけます。

## 新しく入った本

\*他館所蔵のものはお取り寄せできます。  
\*貸出中の場合はご予約ください。  
(インターネットからも予約ができます)

郡家図書館

- 1 未だ行ならず 上・下 空也十番勝負 5 佐伯 泰英
- 2 あなたの愛人の名前は 島本 理生
- 3 あなたもきっとできる気持ちラクになる介護 主婦の友社/編
- 4 プラタモリ 15・16
- 5 偽りの支配者 ミヤマ物語 第3部 あさのあつこ
- 6 おはなしのろうそく 32 東京子ども図書館/編

船岡図書館

- 1 未来職安 柞刈 湯葉
- 2 神のダイスを見上げて 知念実希人
- 3 カササギ殺人事件 上・下 アンソニー・ホロヴィッツ
- 4 小泉信三 小川原正道
- 5 ほぼ命がけサメ図鑑 沼口 麻子
- 6 おおきいちゃんちいさいちゃん 加古 里子

八東図書館

- 1 光まで5分 桜木 紫乃
- 2 雨上がりの川 森沢 明夫
- 3 田中角栄に学ぶ夢を叶える生き方
- 4 日本が売られる 堤 未果
- 5 こんげでカーチャン! 1 川
- 6 ラストラン (ランナー4) あさのあつこ

### 2月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

■ 休館日 **開館時間** 10:00~18:00

おはなし会 ※申し込み不要・大人も入れます

	郡家図書館	船岡図書館	八東図書館
日にち 時間	2月16日(土) 11:00~11:30 14:30~15:00	2月9日(土) 10:30~11:00 14:30~15:00	2月17日(日) 10:30~11:00
		2月21日(木) 16:00~16:30	14:00~14:30

第1回としょかん川柳コンテスト次点作品

図書館で 子どもと母の はずむ声 (キミ)

## 子育て支援センタークリスマス会を開催しました

12月18日(火)、子育て支援センターとファミリーサポートセンターの共催によるクリスマス会を、男女共同参画センターかがやきで開催しました。約35組の親子が集まり、赤い帽子や赤い服でかわいいサンタさんに変身した子ども達もいてとても賑やかな会となりました。

この日は、バイオリン奏者の小林圭子さんをお迎えし、生の演奏を楽しみました。『アンパンマンのマーチ』『ドラえもん』など、子ども達もよく知っている曲もあり、体をゆらして聴いたり、一緒に座ってリズムをとって聴いたりする親子もいました。



また、子育てサークル「HONKO」さんの歌や、職員によるサンタクロースとトナカイのミュージカル劇など盛りだくさんでした。

最後は、やずぴよんの登場で子ども達は大喜び。やずぴよんのそばまでハイハイしていく子や、楽しそうに一緒に踊る子などもいて、とても盛り上がりました。



## 2月の主な行事

日 時	内 容	会 場
7 木 10:30 ～	『キッズピクス』(要予約) 講師 浅見 真子さん ※対象 7か月以上のお子様 ☆動きやすい服装でお越しください。	子育て支援センター
14 木 10:30 ～	『にこにこ子育て講座』(要予約) ～子育てを一緒に楽しもう～ (4回シリーズ 第3回目) 講師 西浦 公子さん (子育てネットワーク ぷるじえくとえん代表) ※この回のみ参加もOKです。	子育て支援センター
18 月 10:30 ～	育児講座(要予約) 『電子メディアとの上手な付き合い方』 講師 今度 珠美さん (県インターネット教育指導員)	子育て支援センター
20 水 10:30 ～ 11:00	『えほんとのしい音楽あそび』 読み聞かせ・演奏 上川 佳巳さん 宇野三佳子さん	子育て支援センター
26 火 10:30 ～	『ヨガ体操』(要予約) 定員16組 講師 西田 麻衣さん ☆動きやすい服装でお越しください。	男女共同参画センター かがやき
28 木 10:30 ～	『にこにこ子育て講座』(要予約) ～子育てを一緒に楽しもう～ (4回シリーズ 第4回目) 講師 西浦 公子さん ※この回のみ参加もOKです。	子育て支援センター

### 育児講座

## 『電子メディアとの上手な付き合い方』 参加者募集

**日 時** 2月18日(月) 10:30～

**場 所** 子育て支援センター(要予約)

**講 師** 今度 珠美さん  
(県インターネット教育指導員)



昨年の講座の様子

スマートフォンやタブレットとどう付き合うか。  
スマホ子育ての使用NGってどんなことか。  
正しい付き合い方を一緒に考えていきましょう。

## 日頃から備えよう 危機管理講座

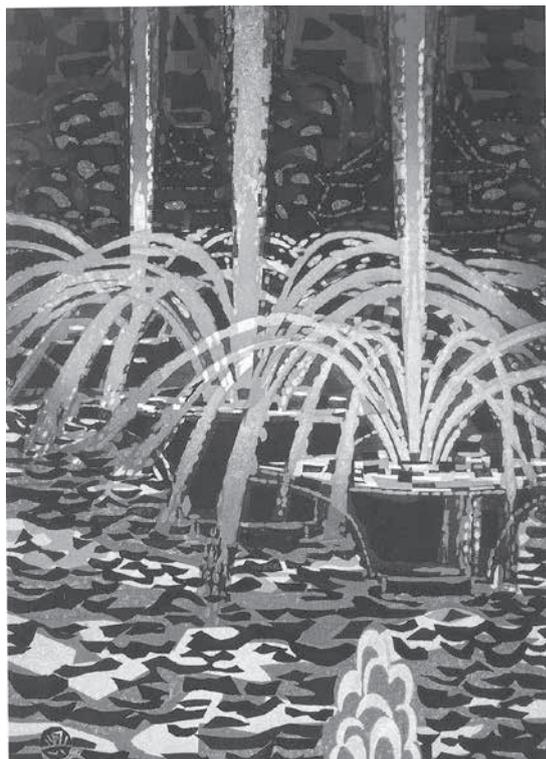
募集

今年度も、いざという時に役立つ「救急救命」について学べる講座を開催します。身近な生活にひそむ危機に備えてみませんか？

- 申込内容** 救急救命講習
- 開催日** 3月5日(火) 9:30~11:00
- 会場** 中央公民館 大集会室
- 講師** 八頭消防署員
- 参加費** 無料
- 定員** 15名(先着)
- 申込期限** 2月15日(金)
- 申し込み** 中央公民館 ☎72-3113(月曜・祝日休館)



## 八頭町名誉町民 はしもと おきいえ 橋本興家版画展示会 開催



記念噴水(1964)

八頭町名誉町民であり、国際的版画家として活躍された橋本興家画伯の版画展示会を開催します。多色摺りの美しい色彩と貴重な作品の数々をご覧ください。ただける年に1度の機会となっております。多くの皆さまのご来館をお待ちしております。

- 開催期間** 2月9日(土)~26日(火)  
9:00~17:00(月曜・祝日休館)
- 会場** 八頭町中央公民館 2階展示室
- 入場料** 無料
- 作品** テーマ「水」 版画等20数点を展示予定

はしもと おきいえ  
橋本 興家(1899~1993)

旧船岡町下町出身。画・彫・摺を一貫して自ら行い、壮麗で温かな作品は国内外で高い評価を受けた。『日本の城』『富士』などの代表的連作はボストン美術館や大英博物館にも収蔵。八頭町には300点以上の貴重な作品等が保管されている。

## 子どもシアター〈2月〉

- 場所** 中央公民館2階 視聴覚室
- 日時** 2月10日(日) 10:00~11:40
- 入場料** 無料
- 映画** 『アナと雪の女王』



## 魅力ある地域づくりを推進する 個人・団体を応援します!

八頭町では、地域振興や活性化につながる事業に主体的に取り組んでいただける個人、団体等の活動を支援するため「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を交付しています。事業に取り組もうと思われる方は、次の応募要領をご覧ください。

### 応募要領

#### 1. 対象事業

平成31年4月から平成32年3月までに実施予定の次の事業とします。

- ①地域振興及び活性化のために展開される事業
- ②地域の観光PRや情報発信につながる事業
- ③交流人口拡大につながる事業
- ④地域資源を活用した特産品やブランドの開発事業
- ⑤地域振興及び活性化のための人材育成事業
- ⑥人権意識の高揚を図るための事業 など

#### 2. 補助内容

事業費のうち、補助対象として必要と認める経費の8割を超えない範囲で、上限は20万円とします。(食料費、人件費及び備品購入費は補助対象外)

#### 3. 応募資格

八頭町に住所を有する個人、団体

#### 4. 募集期間

2月1日(金)～2月28日(木)

#### 5. 応募方法及び応募先

事業計画書、収支予算書を添えて、役場企画課へ提出して下さい。(様式は企画課にあります。) 企画課 ☎ 76-0212

#### 6. その他

この募集は、平成31年度当初予算の成立を前提としたものであり、予算の成立状況によっては、補助の中止あるいは補助金額を変更することがあります。

## 木造住宅の無料耐震診断の受付

町内にある木造住宅の無料耐震診断を受け付けます。対象となる木造住宅は以下のとおりです。

- ①平成12年5月31日までに建築された木造住宅。
- ②延べ床面積が220㎡以内で、階数が2階以下。

問い合わせ 総務課防災室 ☎ 76-0203



## お知らせ

### おめでとうございます 百歳を迎えられました

八頭町では、満百歳を迎えられた方をお祝いの長寿表彰を行っています。

このたび12月16日に吉田 さだ子さん(郡家西)が満百歳を迎えられ、町長から寿詞などが贈呈されました。

これからも元気にお過ごしください。

### 大人の風しんワクチン接種費用の 助成対象者を拡大

現在、関東圏を中心に風しんが流行していることから、平成31年1月1日から助成対象者を拡大しています。平成30年度の風しんワクチンの接種期間は平成31年3月31日までです。

#### 助成対象者

- ①妊娠を希望する女性で風しん抗体価の低い方
- ②妊婦の配偶者(内縁を含む)
- \*今回拡大した対象者
- ③妊婦の同居者
- ④妊娠を希望する女性(風しん抗体価の低い方)の同居者であって風しん抗体価の低い方
- ※「同居者」とは、接種日において同一住所に居住する者とします。



問い合わせ 保健課 ☎ 72-3566

### スプレー缶等の捨て方について

スプレー缶等の処分については、屋外で穴を空け中身を空にして出していただくようお願いしておりますが、ほとんどのスプレー缶には可燃性ガスが入っており、ガス抜きを行う際に静電気等でも引火する恐れがあります。廃棄の際は中身を使い切って、火気の無い風通しのよい屋外で専用の穴空きの器具でガス抜きをお願いします。

問い合わせ 町民課 ☎ 76-0205

## 入札結果

入札日	平成30年12月6日(木)
工事名	林道嶽山線災害復旧工事
工事場所	八頭町横地
所管課	建設課
落札金額	18,576,000円(税込)
落札業者	こおげ建設 株式会社

入札日	平成30年12月18日(火)
工事名	天満橋補修工事
工事場所	八頭町船岡
所管課	建設課
落札金額	17,388,000円(税込)
落札業者	岡島建設 有限会社

入札日	平成30年12月18日(火)
工事名	林道日田本谷線災害復旧工事
工事場所	八頭町日田
所管課	建設課
落札金額	14,148,000円(税込)
落札業者	東洋建設 株式会社

入札日	平成30年12月18日(火)
工事名	林道稗谷線・佐崎線 災害復旧工事
工事場所	八頭町稗谷 外
所管課	建設課
落札金額	13,932,000円(税込)
落札業者	山陰建設 株式会社

入札日	平成30年12月18日(火)
工事名	林道下野赤波線災害復旧工事
工事場所	八頭町下野
所管課	建設課
落札金額	10,962,000円(税込)
落札業者	有限会社 ナカタ工産

## 全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験

地震・津波や弾道ミサイル  
情報などの緊急事態に備え、  
次のとおり情報伝達試験を  
行います。この試験は、全国  
瞬時警報システム(Jアラ  
ート)により、八頭町以外の地域でも様々な手段を  
用いて情報伝達訓練が行われます。ご理解とご  
協力をお願いします。



**訓練日時** 2月20日(水) 午前11時頃

**放送内容** 「これはJアラートのテストです」を  
3回繰り返し

**問い合わせ** 総務課防災室 ☎76-0203

## 公営住宅入居者募集

公営住宅の入居者を次のとおり募集します。

### 団地名・所在地等

団地名	場所	構造等	間取り
町営住宅 東郡家団地 3C-2号	八頭町門尾 32番地	木造 2階建 3DK 平成3年築	1階 和室8畳・ DK・浴室・ トイレ・外物置 2階 和室6畳・ 和室4畳半

**月額家賃** 収入により決定します。

**敷金** 月額家賃の3か月分

**募集期間** 2月1日(金)～2月15日(金)

**選考** 入居審査会、または抽選で  
決定します。

**入居予定** 2月末

**入居資格** 詳しくは、下記までお問い合わせ  
ください。

**申し込み・問い合わせ** 建設課 ☎76-0206

## ケーブルテレビをご覧の皆様へ やずチャンネル(11ch)

### 2月放送予定新番組

- \* 八頭町表彰式・体育協会表彰式
- \* こおげ花御所柿GI登録記念イベント
- \* 八頭町中学生議会

## 【はい!こちら 消費生活相談員です】



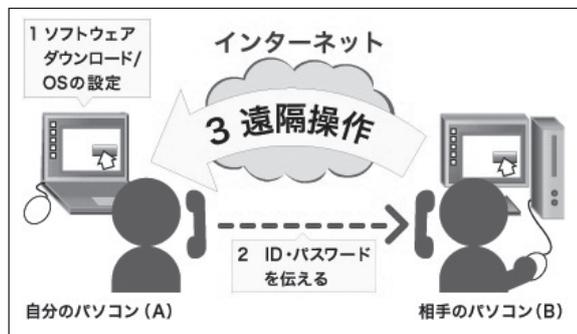
相談増加! 電話勧誘での  
プロバイダ変更にはご注意ください。

プロバイダの電話勧誘トラブルについては、最近も町内で被害が発生しています。覚えのないオプションの契約をさせられたり、金額が非常に高額になることもあります。

### ●遠隔操作によるプロバイダ接続手続きの例

国民生活センター報道発表資料より

プロバイダ変更の電話勧誘があり、プロバイダの変更を承諾すると、「設定するので、パソコンの電源を入れ、インターネットを立ち上げてください。」と電話で指示される。



- ①消費者が事業者の指示で遠隔操作のソフトをダウンロードする。
- ②消費者が画面に表示されるIDとパスワードを事業者に伝える。
- ③事業者側のパソコンで遠隔操作が可能となる。

### 相談員からのアドバイス

- ・安くなると言われたのに、実際には不要なオプション料金を請求され高くなることもあります。何がいくら安くなるのかをしっかりと確認しましょう。
- ・すでに契約していた場合でも、虚偽の説明や、問題のある勧誘の場合には契約を取り消すことができる可能性があります。できるだけ早く、消費生活相談窓口にご相談してください。

### 八頭町消費生活相談窓口

面談相談：毎週木曜日(祝日を除く)

9:00～16:00

丹比地区公民館

電話相談：毎週月曜日～金曜日(祝日を除く)

9:00～16:00

☎ 84-1230

## 第11回 定例農業委員会の開催について

開催日 2月12日(火) 13:30～

開催場所 船岡地区公民館

提出先・問い合わせ

農業委員会事務局 ☎ 76-0207

申請書は、毎月20日までに提出してください。  
翌月の定例農業委員会で審議します。

## 平成30年八頭町農地賃借料情報

平成30年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借、使用貸借について、農地法第52条に基づき下記のとおり情報の提供を行いますので、農地の賃借料の決定の参考にしてください。

平成31年1月 八頭町農業委員会

田の部

(年間10a当たり)

地域名	賃貸借				使用貸借
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)	データ数(件)
郡家地域	4,900	10,000	500	538	38
船岡地域	5,100	7,000	4,800	35	6
八東地域	4,900	11,000	100	141	76
(八頭町平均)	4,900	—	—	714	120

1. データ数は、集計に用いた筆毎の契約数です。
2. 平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
3. 使用貸借とは、農地を無償で借りて使用することです。

問い合わせ 農業委員会事務局

☎76-0207

## 鳥取大学地域調査プロジェクト 報告会の開催

鳥取大学地域学部地域創造コースの学生が、1年間かけ八頭町の様々な分野の調査・研究に取り組んだ実習の成果を地域の皆さんに発表します。

事前申し込み不要・入場無料ですので、皆様ぜひご来場ください。

日時 2月11日(月・祝) 13:00～16:10

会場 中央公民館 大集会室

問い合わせ 鳥取大学地域学部地域創造コース

☎ 0857-31-5098

## 原動機付自転車や軽自動車の 名義変更・廃車の手続きはお済みですか？

### ■手続きは3月31日までに

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車を所有している人に課税されます。

他人に譲渡した場合や、廃車にした場合でも、3月31日までに名義変更や廃車の手続きが済んでいないと、1年分の軽自動車税を納めなくてはなりません。

トラブルの原因になりますので、早めに確実な手続きをしておきましょう。

※車種により、問い合わせ・届け出先が異なります。

**問い合わせ** 税務課 ☎76-0204

## 地籍調査成果の登記完了について

関係者の皆様の御協力により、平成28年度に現地調査を行った次の地区の地籍調査の成果が国・県で承認・認証され、鳥取地方法務局から登記完了の通知を受けましたのでお知らせします。

今後も引き続き、地籍調査について御理解と御協力をお願いします。

登記完了年月日	登記完了地区名
平成30年12月20日	郡家地域 明辺・落岩の各一部

**問い合わせ** 地籍調査課 ☎72-3154

## ごみの減量化を図りましょう

ごみは分別することで再資源化できる物が多くあります。ごみを減量化することにより処分費の削減や地球温暖化対策も図れます。できる限り、分別してごみを出しましょう。

### 古紙も大切な資源

新聞や雑誌はもちろん、お菓子の箱や包装紙など、ほとんどの紙が再生紙として再利用できます。可燃ごみとして出される前に、PTAなどの資源回収や町の古紙回収または民間の古紙回収場に出すなど、再資源化を図りましょう。

### 生ごみの減量化

生ごみは可燃ごみとして出せますが、水分が多く焼却処分にはたくさんのエネルギーが必要です。生ごみの分別収集(液肥化)やコンポストを活用しましょう。生ごみの分別収集は現在54集落で行っていますが、近年は新規加入集落が伸び悩んでいます。集落全体でなく班単位でも対応可能ですので、新規加入を検討される集落の方は、町民課にお問い合わせ下さい。また、コンポスト購入に際しては、1/2を補助(最大3,000円)する制度もありますので活用しましょう。

**問い合わせ** 町民課 ☎76-0205

## 国民年金保険料の納付は 口座振替が便利でお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。

### 口座振替のメリット

- ・金融機関等へ行く手間が省け、納め忘れ防止になります。
- ・同じ支払方法でも、現金納付より割引額が多くなりお得です。

	振替方法	割引	振替日	締め切り
多 ↓ 割引額 ↓ 少	2年前納	○	4月末	2月末
	1年前納	○		
	6か月前納 (4～9月分)	○		
	6か月前納 (10～3月分)	○	10月末	8月末
	当月末振替 (早割)	○	毎月末	随時受付
	翌月末振替	×	毎月末	

口座振替による前納の利用には申し込みが必要です。

**提出先** 金融機関窓口、年金事務所、役場町民課・船岡住民課・八東住民課

※年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちください。

**問い合わせ** 日本年金機構 鳥取年金事務所  
☎0857-27-8311  
町民課 ☎76-0205

## 消防団

### 表彰伝達及び授与

平成31年八頭町消防団出初式が1月13日(日)、船岡地区公民館で開催され、消防活動に対して功績があった団員の表彰伝達及び授与が行われました。本年の受賞者(敬称略)は次の方々です。

#### 日本消防協会表彰

##### 【精績章】

田中 浩美(副団長)  
竹内ゆづる(女性消防隊)

#### 鳥取県消防表彰

##### 【功労章】

山根 浩昭(八東地区第2分団)

##### 【功績章】

徳田 秀行(副団長)  
遠藤 教浩(郡家地区第1分団)  
奥井 正雄(船岡地区第2分団)

#### 鳥取県消防協会表彰

##### 【功労章】

中村 勝徳(八東地区第3分団)

##### 【功績章】

清水 貴洋(郡家地区第3分団)  
木原 康志(八東地区第3分団)  
山本 修士(役場分団)  
白岩雄一郎(役場分団)

#### 東部地区消防協会表彰

##### 【功労章】

大坪 慶喜(郡家地区第2分団)

##### 【勤続章】

野田 大和(郡家地区第1分団)  
中山 寛之(郡家地区第1分団)  
裏坂 圭司(船岡地区第1分団)  
豊口晋太郎(船岡地区第1分団)  
鎌谷 正美(船岡地区第2分団)  
林 孝昌(船岡地区第2分団)

#### 八頭町消防団表彰

##### 【功績章】

井上 将(郡家地区第1分団)  
佐々木 宏(船岡地区第1分団)  
平賀 謙太(船岡地区第1分団)  
坂口 睦仁(船岡地区第2分団)  
垣田 光慶(八東地区第2分団)  
田中 健之(八東地区第2分団)

栗本 夏樹(船岡地区第1分団)  
岸本 尚(八東地区第1分団)  
西川 真人(八東地区第3分団)  
山本 修士(役場分団)  
岸本 達也(役場分団)  
清水 裕介(役場分団)  
小谷みどり(女性消防隊)  
中山 由香(女性消防隊)  
岡村由季子(女性消防隊)  
尾崎多鶴子(女性消防隊)  
森 亜紀子(女性消防隊)

## 小規模な飲食店等に 消火器の設置が義務付けられます

平成28年12月に新潟県糸魚川市で飲食店から出火し、147棟の建物を焼損する大規模な火災が発生しました。

この火災を受けて消防法が改正され、平成31年10月1日から厨房などに火を使用する設備や器具(防火上有効な措置を講じられたものを除く)を設置している飲食店は、面積に関わらず消火器の設置が義務付けられます。

また、設置された消火器は点検と消防署への報告が必要になります。

詳細については東部消防局のホームページ(<https://www.east.tottori.tottori.jp/>)をご覧ください。



### 問い合わせ

東部消防局予防課 ☎0857-23-2460

八頭消防署予防係 ☎0858-85-1211

## 八頭町交通安全指導員 仕事始め式を開催

八頭町交通安全指導員仕事始め式が、1月12日(土)、船岡地区公民館で開催されました。

式には八頭町交通安全指導員のほか、吉田町長、大塚郡家警察署長などが参加され、全員で今年一年の交通安全の誓いを立てました。

式終了後は、下船岡神社に移動して、交通事故・交通違反のない明るく住みよい八頭町の安全を祈願し、より一層の職務の精励に気持ちを新たにしました。

交通事故に遭わないために、みんなで交通ルールを守りましょう。



こおげ花御所柿が  
GI(地理的表示保護制度)に登録!!

12月27日(木)、地域に根差し、高い評価を得ている農林水産物などを国が知的財産として保護する制度「地理的表示保護制度(GI)」に、JA鳥取いなば(谷口節次組合長)の「こおげ花御所柿」が登録されました。

こおげ花御所柿は、旧郡家町内を中心に200年以上前から生産されている特産品です。日本一の甘柿とも言われ、首都圏の高級果物店などでも取り扱われています。

今後、こおげ花御所柿は、国が保証した地理的表示産品であることの証となる地理的表示・GIマークが付されて流通することとなります。また模倣品の取り締まりも国によって強化されることとなります。今後の販路拡大が期待されます。

地理的表示保護制度

地理的表示保護制度(GI)は、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を得ている農林水産物・食品の名称を品質の基準とともに国に登録し、知的財産として保護されるものです。

GI制度は平成27年12月から登録が始まり、全国で73品目が登録されています。



絵本「ぼくはOてん」原画展・記念講演会開催!!

八頭町では情報発信事業として八頭町CMなどを作成しPRしているところですが、この情報発信の一環として、このほど絵本「ぼくはOてん」を作成しました。そこで12月23日(日)隼Lab.を会場に、「ぼくはOてん」の原画を作成したファッションデザイナーの山縣良和さんの講演会と原画展を開催しました。

絵本は、成績が悪く周囲からばかにされたりいじめられたりしても、自分の個性と可能性を信じて前向きに歩んでいく姿を描いたものです。また、文章は詩人として著名な谷川俊太郎さんに作成していただきました。講演会の中で山縣さんはご自身の経験を踏まえ「周りの人は色々なレッテルを貼ろうとするが、自分を決めつけたくないようにしてほしい」と訪れた人に語りかけられました。

この絵本は、町内の公共施設、図書館等に配架していますので、どなたでもご覧いただくことができます。

また、**町内在住の方限定で先着(一人一冊)50冊を贈呈**しますので、ご希望の方は、

企画課(☎76-0212)へお問い合わせください。



絵本にサインする山縣さん

## 女性はスーパーウーマンであるべき？

昨年の8月、ニュージーランドのアーダーン首相が6週間の産休を終えて職務に復帰しました。国のトップが任期中に出産したのは1990年のパキスタンのブット元首相に続き2人目で、任期中の産休取得は初めてとなります。

アーダーン首相は『首相』と『母親』の両立に強い覚悟を向ける一方で、「女性が1人ですべて背負って軌道に乗せ、さも簡単なことのように見せなければならぬ」という考えには反対だ」とも語っています。また女性はスーパーウーマンであるべきではなく、周囲のサポートがあるからこそ仕事と家庭を両立出来るのだ、と強調していました。



## (株)北岡本店と協定を調印

奈良県吉野町に本社を置く、株式会社北岡本店(代表取締役社長 北岡篤氏)が、旧船岡中学校を改修してリキョール飲料、清涼飲料の製造工場を開所することとなりました。

12月20日(木)に、知事公邸において、進出協定に伴う調印式が開催されました。鳥取県と八頭町と(株)北岡本店は、進出にあたり互いに協力することなどについて協定を結びました。

平成32年1月の操業開始を予定しており、雇用創出、地元特産品の活用などによって、今後の産業振興がはかれることが期待されます。



## 八頭町消防団出初式

平成31年八頭町消防団出初式が1月13日(日)、船岡地区公民館で開催されました。

式では、吉田町長のあいさつ、花原団長の訓示、そして、来賓の方々から日ごろの消防・防災活動に対する感謝のことばと激励を受けました。

また、消防活動に対して功績があった団員の表彰伝達及び授与が行われました。

式典終了後、坂田地内の大江川に架かる大安寺橋付近で、八頭消防署と八頭町消防団が新春の一斉放水を行い、今年1年が火災・災害の少ない年であるよう願うとともに、今年一年の活動に努める決意を新たにしました。

有 料 廣 告

宿泊・宴会・昼食 平日が断然お得!

三朝温泉 渓泉閣

お客様のニーズに合わせて  
各種プランを取り揃え  
お待ちしております。

〒682-0122 三朝町山田180  
TEL 0858-43-0828

日帰り入浴もご利用いただけます。 渓泉閣 |  検索

2月は  
『相続登記はお済みですか月間』

相続登記は司法書士におまかせください

- 鳥取県内の司法書士が、2月中（休日を除く）、各事務所に相続登記に関する無料相談を実施します。
- 毎週月曜から金曜（午後1時～午後4時）、無料電話相談（☎0857-27-4165）、毎月1回、無料面談相談を実施しています。詳しくは当会ホームページにてご確認ください。

お問い合わせは  
鳥取県司法書士会 鳥取県司法書士会 検索  
鳥取市西町1丁目314-1 ☎0857-24-7013

氷ノ山高原の宿 氷太ん

ご法要会席のご案内  
和洋折衷  
お一人様 5,400円～  
※ご予算に応じて承ります。

わかさ氷ノ山スキー場  
営業中 8:00～17:00

ご予約・問い合わせ  
(一財)若桜町観光開発事業団 ☎ 0858-82-1111

会館葬・自宅葬 年中無休 24時間受付 フリーダイヤル 0120-72-0004

こころの葬祭プロデュース  
株式会社 BANDAI パンダイ

郡家店 八頭町奥谷 TEL 72-0004  
やず会館 八頭町下坂 TEL 73-0444

信頼・安心の店

電化製品／修理／リフォーム  
電気工事／水道トラブル／補聴器

パナックたなか

電話 73-0273 FAX 72-1051(田中電器)

広報やす有料広告募集

広告サイズ: 1 枠縦4.5cm×横8.0cm  
広告掲載料

掲載期間	月額料金
1～3か月	5,000円
4～6か月	4,500円
7～12か月	4,000円

問い合わせ 地方創生室 ☎76-0213

お買い物には、  
マイバッグを  
持参しましょう

さんさんバス有料広告募集

車両	サイズ	1日	1月
車内	B3判 (横長)	100円	3,000円
	A3判 (横長)	80円	2,400円
	B4判	50円	1,500円
車外	A3版 (横長)	—	5,000円

なお、車内広告は中型バス、車外広告は10人乗りバスとなります。

問い合わせ 企画課 ☎76-0212

☐お問い合わせ 故人との最後のお別れを充実した施設と経験・実績を積んだスタッフがお手伝いいたします。

JA 葬祭会館 清香苑はっとう  
〒680-0531 八頭郡八頭町才代 156-2  
TEL0858-71-0983 FAX0858-71-0984  
24時間365日受付

JA 葬祭会館 清香苑かわはら  
〒680-1205 鳥取市河原町今在家 1 1  
TEL0858-71-0114 FAX0858-71-0086

☎0120-0857-60

自宅葬・会館葬・寺院葬・社葬・団体葬

年中無休

ホームページアドレス <http://www.jainaba.com/sousai/>

**ひとのうごき** 平成31年1月15日届出現在(敬称略)

おめでた	誕生日	名前	ところ	おとうさん・おかあさん
	12月12日	谷尾 咲南 <sup>さな</sup>	(下野)	知美・真理子
	17日	大谷 柚月 <sup>ゆづき</sup>	(カーサおげ)	直之・えりか
	28日	山本 智貴 <sup>ともき</sup>	(下峰寺)	修平・奈津美
	1月5日	古田 創楽 <sup>そら</sup>	(郡家)	琢也・彩
	7日	谷口 美桜 <sup>みお</sup>	(船岡殿)	和也・美春
	8日	植田一ノ介 <sup>いちのすけ</sup>	(郡家)	悦朗・智子

おくやみ	日付	名前	ところ	年齢
	12月15日	谷口亀久枝	(日田)	91歳
	18日	瀨本 節江	(フローラル)	69歳
	19日	橋本 綾子	(下町)	77歳
	20日	村田多喜子	(久能寺)	91歳
	21日	三村タキエ	(上町)	96歳
	21日	田中 道子	(上峰寺)	93歳
	21日	橋本 君江	(下町)	88歳
	22日	大久保雪子	(門尾)	105歳
	24日	細川 清治	(大江)	78歳
	25日	林 正憲	(坂田)	71歳
	25日	東口 輝正	(隼福)	85歳
	29日	岡川 澄子	(下坂)	83歳
	30日	小河 正子	(坂町)	83歳
	1月2日	橋本伊稚恵	(下町)	89歳
	4日	藤本 昇一	(志谷)	63歳
	4日	宮田 照子	(石田百井)	91歳
10日	木原 清志	(下日下部)	83歳	
12日	鎌田 清明	(新興寺)	69歳	
12日	森木りき子	(土師百井2)	93歳	
14日	西尾そぎ恵	(土師百井)	93歳	

**因幡霊場の休場日**

今月の休場日は2月18日(月)です。  
詳しくは、因幡霊場(☎0857-51-8320)へ

**八頭町の世帯数と人口**

1月1日現在  
( )内は前月比

世帯数	6,138 世帯 (- 6)
総人口	17,233 人 (- 9)
男	8,310 人 (- 1)
女	8,923 人 (- 8)

**2月の窓口業務時間延長実施日**

**実施日** 毎週金曜日

**1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金)**

**実施時間** 17:15 ~ 19:00

**実施場所** 八頭町役場本庁舎

\*詳しくは、町民課(☎76-0211)または  
税務課(☎76-0204)にお問い合わせください。

**弁護士による「無料相談」**

さまざまな問題に弁護士が無料で法律相談に応じます。(事前予約制・先着5名)

**日時** 3月8日(金) 13:30~16:00

**会場** 船岡地区公民館

**問い合わせ** 企画課 ☎76-0212

**総合相談(人権・行政・心配ごと)**

人権擁護委員、行政相談委員が無料で相談を受けます。お気軽にご相談ください。また、電話での相談を希望される方は、人権推進課へご連絡ください。相談会場にお繋ぎします。

**日時** 2月13日(水) 13:30~16:00

**会場** 中央公民館、船岡・丹比地区公民館

**問い合わせ** 人権推進課 ☎84-1228

**巡回行政相談**

国などの行政に関する相談はありませんか？  
行政相談委員が無料で相談をお受けします。

**日時** 2月23日(土) 13:30~15:30

**会場** 郡家西地区公民館

**問い合わせ** 企画課 ☎76-0212

**2月は…**

**固定資産税(第4期分)**

**後期高齢者医療保険料(第8期分)**

の納付月です

納付期限・口座引落日は、**2月28日(木)**です。  
納期内の納付にご協力をお願いします。

# 自動運転バス走行実験

## 試乗者募集!!



八頭町で走行する自動運転バス

八頭町では、平成28年5月にS Bドライブ株式会社と自動運転技術を活用したスマートモビリティサービスの事業化に向けた連携協定を締結しています。このたび町内で自動運転バスの走行実験を行うこととなり、その試乗者の募集を行いますので、ふるってご応募ください。

- 開催期間** **3月24日(日)～4月5日(金)**  
3月23日(土)10時から郡家駅で出発式を行います。3月23日は招待客のみの乗車となります。
- 回数** 1日6往復
- 行程** 郡家駅前 → 大江ノ郷自然牧場(途中下車はできません)  
※ 帰路については、そのまま郡家駅まで帰るか、八頭町定期バスでお帰り下さい。
- 希望日** ①〇月〇日午前 ②〇月〇日午後 ③いつでもよい  
※ 便の時間はこちらで指定させていただきます。
- 募集人員** **700名**(1便9名×6便×13日) ※応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。
- 参加費** **無料** ※ただし、八頭町定期バスでお帰りの方は、バス料金100円が必要です。

### 自動運転バス試乗会 募集要項

- 応募方法** **郵便往復はがき**の各面に必要事項を明記のうえ、下記の応募先まで郵送してください。
- 応募先** 〒680-0493(住所不要)  
八頭町役場地方創生室  
自動運転バス試乗会係 宛
- 応募締切** **2月28日(木)必着**
- 結果通知** 応募者多数の場合は抽選のうえ当選・落選の結果を3月中旬頃に発送します。

- \* 郵便往復はがき以外でのご応募は受付できませんので、ご注意ください。
- \* 1回の応募につき2名様(代表者の方を含む)まで応募できます。
- \* 小学生以上のお子様からご応募いただけます。ただし、保護者の方の同伴が必要です。
- \* 便の時間指定及び座席の指定はできませんので、あらかじめご了承ください。
- \* ご応募の際にいただいた個人情報は、本試乗会に関する連絡以外の目的で使用いたしません。

<b>往信おもて</b>	<b>返信うら</b>
6800493 八頭町役場地方創生室 自動運転バス 試乗会係 宛	※何も記入しないでください。
<b>返信おもて</b>	<b>往信うら</b>
□□□□□□ ①返信先の郵便番号 ③返信先宛名 (代表者の氏名) 行 ②返信先住所	①代表者の ・郵便番号・住所 ・氏名(ふりがな) ・年齢 ・電話番号 ・希望日 ②同伴者の ・氏名(ふりがな) ・年齢 (1枚のはがきで2名まで)

●問い合わせ 八頭町役場 地方創生室 ☎(0858)76-0213(土日祝を除く 8:30~17:15)